



貯水タンクの清掃の巻

by 白いチワワ



年1回

タンク清掃をしましょう!

貯 水槽(タンク)の維持管理は設置者の大事な責務です。

設置者とは、貯水槽が設けられている建築物等を所有している者をいいます。
貯水槽(受水槽、高置水槽)は、おおむね右図のような構造になっており、この中でも重要な点検個所を示しています。定期的な清掃や検査などの管理が不十分だと衛生上の問題が生じます。これら貯水槽の信頼性のためにも、日常の管理が大事です。

点 検ポイントはココだ!

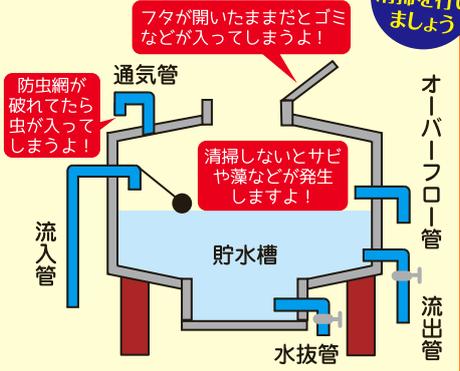
1. 貯水槽(タンク)のフタが施錠され、きちんとしまっているか。
2. ごみ・汚物等が周囲や上部に置かれていないか。
3. 受水槽・高置水槽の外観に亀裂や破損がないか、パッキン等の劣化はないか。
4. 内部にごみ、沈殿物等はないか。
5. 水抜管・オーバーフロー管が排水管等の他の管と直接連結されていないか。
6. オーバーフロー管・通気管の防虫網に破損はないか。

適 切な管理を怠ると...



※貯水槽清掃については、那覇市上下水道局ホームページのトピックスの「貯水槽清掃について」を参考してください。
【水タンクに関するお問い合わせ先】 料金サービス課 給水工事係 ☎941-7810

タンクの主な汚染原因



年1回の清掃を行いましょう

届出についてのおねがい

清掃後は「貯水槽清掃届出書」を提出して下さるようお願いしています。届出については、清掃事業者又は設置者、管理者のいずれからでもできます。
清掃届出書を提出いただく小規模貯水槽水道の管理状況を示すシールを交付します。
※各戸検針契約の共同住宅(アパート・マンション等)については県に登録した貯水槽清掃業者による年1回以上の貯水槽清掃が義務付けされており、その結果を「貯水槽清掃届出書」により届け出てください。



クイズに答えて
図書カードをもらおう!

ハイサイガンパッテ 答えてね!

①節水 ②水道 ③親水

那覇市上下水道局では、6月2日(土)・3日(日)の二日間、サンエー那覇メインプレイスにて実施しました。

正解がわかった方は、ハガキがFAX、Eメールで①解答 ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤本誌の感想をご記入のうえ、次の宛先までご応募ください。
正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を差し上げます。
※当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

宛先 〒900-0006
那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局総務課
FAX:941-7821
Eメール:soumu@water.naha.okinawa.jp

締切 平成24年10月31日(水) ※当日消印有効

※ご応募いただいた個人情報は、当選者への賞品の発送以外に使用することはありません。

平成23年度

那覇市の水道水質検査結果

安全で安心できる水道水を供給します

No.	水質検査項目	基準値等	水道水質検査結果(年平均値)		備考
			西原系小瀬南公園	北谷系豊川中公園	
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	
3	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	
4	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	金属類
5	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
6	シアン化物イオン及び強化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	無機物質
7	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	
8	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
9	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	揮発性有機物
10	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.052	0.043	
11	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.005	<0.005	消毒副生成物
12	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	
13	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.001	0.002	
14	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	20.6	31.6	金属類
15	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	34	94	
16	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	有機物質
17	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	0.8	0.8	
18	pH値	5.8以上、8.6以下	7.3	7.4	基礎的性状
19	色度	5度以下	<0.5	<0.5	
20	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	
21	残留塩素	0.1mg/L以上 目標値:1mg/L以下	0.6	0.6	衛生的措置

●紙面の都合により検査項目及び採水場所を一部抜粋して掲載しています。上下水道局ホームページでは、全ての検査項目を公表しています。
●那覇市には沖縄県企業局の西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の浄水が供給されています。
●検査結果で示される「<(数値)」は(数値)未満の意味です。
●水道水質についての質問・疑問等は、配水課(☎941-7806)にお問い合わせください。